

陳 情 文 書 表

(都市計画局)

受 理 番 号	5 6	受 理 年 月 日	令 和 2 年 5 月 25 日
件 名	大岩山の違法造成に係る恒久的な安全対策の見直し		
要 旨	<p>小栗栖大岩山の恒久対策について、今年3月に地元に対してお知らせが配布された。そこには3月下旬に着手とされ、厳しく指導を継続と書かれている。しかし、本市が受理した恒久的な安全対策は、非常に問題点の多いものである。</p> <p>地元住民は、違法造成が発覚した当初から、本市に対して幾度となく違法造成工事や産業廃棄物の持込みへの指導強化を求めてきた。しかし、本市は是正措置と称して、産業廃棄物の混入した残土の搬入を許してきた。その結果、一昨年の豪雨により、恐れていた土砂崩れによる土石流が発生し、民家の直前で奇跡的に止まるという事態を引き起こした。</p> <p>その後、ふとんかごの設置や埋まつた池の一部しゅんせつ工事が行われてはいるが、違法造成により持ち込まれた土砂や産業廃棄物はそのまま放置されている。地元住民は、恒久的な安心安全対策として、持ち込まれた土砂の早急な全量撤去を求め続けてきた。</p> <p>今般、業者から恒久対策に対する計画書が出され、本市の描いていたものとほぼ合致するとして、本市は受理したことである。しかし、持ち込まれた土砂の上に更に盛土をする部分もあり、住民が求めてきた土砂の全量撤去からは程遠い内容で、到底納得のいくものではない。この対策は、違法造成の是正ではなく、違法を覆い隠す新たな再造成工事と言わざるを得ない。この恒久対策で終わるならば、宅地造成等規制法により造成された斜面が崩れた、一昨年に経験したような土砂災害が再び起こりかねない。これでは地域住民は今後、恒久的に頭の上に爆弾を抱えて不安な日々を送らざるを得ない。</p> <p>については、以下のとおり大岩山の違法造成に係る恒久的な安全対策の見直しを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 山頂部分も含めて持ち込まれた土砂、産業廃棄物を撤去し、埋立て前の山に戻すこと。 (現地主は土地購入前の埋立て産業廃棄物の存在も含めて、負の部分にも地主としての責任がある。規制がない時代の物との言い訳は通用しないものと考える。) 2 側溝を設置し、斜面上の雨水を調整池に流す計画だが、対象は地上の雨水のみで、地下に浸透した雨水は対象となっていない。排水施設と言うなら、土中に配水管を設置することが必要である。土中に配水管を設置すること。 (本市防災危機管理室の依頼で現地視察をした千木良雅弘教授は、大岩山の岩盤は泥岩やチャートで出来ており、雨が降れば岩盤の上を水が流れ、再び表層崩壊の危険があると言っている。) 3 持ち込まれた産業廃棄物は、違法処理を許さず法に基づいた適正処理を見届けること。 		
陳 情 者			
回付委員会	まちづくり委員会		